

議案第17号

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大城一郎

記

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の一部を改正する条例

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に規定する、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第77条第5項に規定する事業(以下「日中一時支援事業」という。)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に規定する、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第77条第3項に規定する事業(以下「日中一時支援事業」という。)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

